



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月25日火曜日 第2556号

◇ 目 次 ◇ 規 則

| | | |
|----------------------------|-------------|-----|
| 愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則..... | (環境政策課) ... | 185 |
| 愛媛県河川法施行細則の一部を改正する規則..... | (河川課) ... | 186 |

告 示

| | | |
|-------------------------|----------------------|-----|
| 県営土地改良事業の換地処分..... | (農地整備課) ... | 187 |
| 市営土地改良事業の換地処分..... | (") ... | 187 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... | (砂防課) ... | 187 |
| 県道の路線認定の一部改正..... | (道路維持課) ... | 187 |
| 都市計画事業の認可(3件)..... | (都市整備課) ... | 188 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可..... | (") ... | 188 |
| 県立都市公園の区域の変更..... | (") ... | 188 |
| 道路の区域変更(県道西条久万線)..... | (東予地方局管理課) ... | 189 |
| 道路の区域変更(県道川之江大豊線)..... | (東予地方局四国中央土木事務所) ... | 189 |
| 道路の供用開始(")..... | (") ... | 189 |
| 道路の供用開始(県道八倉松前線)..... | (中予地方局管理課) ... | 189 |
| 道路の供用開始(県道松山松前伊予線)..... | (") ... | 190 |
| 道路の供用開始(県道森松重信線)..... | (") ... | 190 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | (中予地方局建築指導課) ... | 190 |
| 道路の区域変更(県道広見吉田線)..... | (南予地方局管理課) ... | 190 |
| 道路の区域変更(県道小倉三間線)..... | (") ... | 191 |
| 道路の供用開始(")..... | (") ... | 191 |
| 道路の区域変更(県道西谷吉田線)..... | (") ... | 191 |
| 道路の供用開始(")..... | (") ... | 191 |
| 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)..... | (南予地方局大洲土木事務所) ... | 191 |
| 道路の区域変更(県道長浜保内線)..... | (") ... | 192 |
| 道路の区域変更(県道鳥首五十崎線)..... | (") ... | 192 |
| 道路の供用開始(")..... | (") ... | 192 |
| 道路の供用開始(県道大洲長浜線)..... | (") ... | 192 |
| 道路の区域変更(県道宇和明浜線)..... | (南予地方局西予土木事務所) ... | 193 |
| 道路の供用開始(")..... | (") ... | 193 |

教育委員会告示

| | | |
|--------------------|-------------|-----|
| 技能教育のための施設の指定..... | (高校教育課) ... | 193 |
|--------------------|-------------|-----|

規 則

○愛媛県規則第6号

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県水道条例施行規則(昭和38年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (定期及び臨時の水質検査) | (定期及び臨時の水質検査) |
| 第8条 条例第8条第1項の規定により行う定期の水質検査は、隔 | 第8条 条例第8条第1項の規定により行う定期の水質検査は、隔 |

月ごとに行うものとし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表1の項、2の項、9の項、11の項、34の項、38の項から40の項まで及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに知事が特に必要と認める事項に関する検査とする。

2・3 省略

月ごとに行うものとし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表1の項、2の項、10の項、33の項、37の項から39の項まで及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに知事が特に必要と認める事項に関する検査とする。

2・3 省略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第7号

愛媛県河川法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県河川法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県河川法施行細則（昭和40年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---------------------------------------|-----|---------------|---|----|--|---------------|--|--|--|--|-----|-----|---------------|--|----|--|---------------|---|
| <p>（申請書の提出部数）</p> <p>第3条 省令別表第1から別表第3までの規則で定める部数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表第1の規則で定める部数</td> <td> <p>河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「政令」という。）<u>第45条第4号に規定する水利使用で発電のためにするもの</u></p> <p>政令 _____ <u>第45条第4号に規定する水利使用で発電以外のためにするもの及び政令第47条に規定する水利使用</u></p> <p>省略 _____</p> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別表第3の規則で定める部数</td> <td> <p>政令第45条第4号に規定する水利使用（<u>法第23条の2の登録の対象となる流水の占有に係るものを除く。</u>）</p> <p>省略 _____</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | | 区 分 | 部 数 | 別表第1の規則で定める部数 | <p>河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「政令」という。）<u>第45条第4号に規定する水利使用で発電のためにするもの</u></p> <p>政令 _____ <u>第45条第4号に規定する水利使用で発電以外のためにするもの及び政令第47条に規定する水利使用</u></p> <p>省略 _____</p> | 省略 | | 別表第3の規則で定める部数 | <p>政令第45条第4号に規定する水利使用（<u>法第23条の2の登録の対象となる流水の占有に係るものを除く。</u>）</p> <p>省略 _____</p> | <p>（申請書の提出部数）</p> <p>第3条 省令別表第1から別表第3までの規則で定める部数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表第1の規則で定める部数</td> <td> <p>河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「政令」という。）<u>第45条第4号 _____</u> _____ <u>及び政令第47条に規定する水利使用</u></p> <p>省略 _____</p> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別表第3の規則で定める部数</td> <td> <p>政令第45条第4号に規定する水利使用 _____</p> <p>省略 _____</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | | 区 分 | 部 数 | 別表第1の規則で定める部数 | <p>河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「政令」という。）<u>第45条第4号 _____</u> _____ <u>及び政令第47条に規定する水利使用</u></p> <p>省略 _____</p> | 省略 | | 別表第3の規則で定める部数 | <p>政令第45条第4号に規定する水利使用 _____</p> <p>省略 _____</p> |
| 区 分 | 部 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第1の規則で定める部数 | <p>河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「政令」という。）<u>第45条第4号に規定する水利使用で発電のためにするもの</u></p> <p>政令 _____ <u>第45条第4号に規定する水利使用で発電以外のためにするもの及び政令第47条に規定する水利使用</u></p> <p>省略 _____</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第3の規則で定める部数 | <p>政令第45条第4号に規定する水利使用（<u>法第23条の2の登録の対象となる流水の占有に係るものを除く。</u>）</p> <p>省略 _____</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 部 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第1の規則で定める部数 | <p>河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「政令」という。）<u>第45条第4号 _____</u> _____ <u>及び政令第47条に規定する水利使用</u></p> <p>省略 _____</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第3の規則で定める部数 | <p>政令第45条第4号に規定する水利使用 _____</p> <p>省略 _____</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（許可の有効期間等）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 法第23条の2の登録に基づく権利の存続期間は、<u>特別の理由があると知事が認めるものを除くほか、登録の日から当該登録の対象となる流水の占有に係る法第23条の許可の有効期間の満了の日までとする。</u></p> | | | <p>（許可の有効期間）</p> <p>第4条 省略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第349号

平成26年 3月14日県営中山間地域総合整備事業東温地区（樋口工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第350号

平成26年 3月13日市営土地改良事業（今治市・ほ場整備事業・畑寺地区）の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第351号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

篠谷（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成25年12月愛媛県告示第1362号）篠谷の項で指定した標柱2号から標柱15号までを順次結んだ線並びに次に掲げる地番の土地に存する標柱15号から標柱17号までを順次結んだ線、標柱17号から標柱18号までを主要地方道肱川公園線東側官民境界で結んだ線、標柱18号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱22号と標柱2号を結んだ線に囲まれた区域

| 郡 市 | | 地 番 | 標 柱 |
|-----|--------|--------|-----|
| 大洲市 | 肱川町山鳥坂 | 527番 1 | 16号 |

○愛媛県告示第352号

県道の路線認定（昭和33年 6月愛媛県告示第566号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|----------|-----|-----|------------|----|----------|-----|-----|------------|----|
| 整理 番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な 経過地 | 備考 | 整理 番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な 経過地 | 備考 |
| | | 終 点 | | | | | 終 点 | | |
| 省略 | | | | | 省略 | | | | |

| | | |
|--|------|--------------|
| | 526番 | 17号 |
| | 518番 | 18号 |
| | 520番 | 19 20 21 22号 |

町組 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を町道下大野本線東側官民境界で結んだ線に囲まれた区域

| 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 地 番 | 標 柱 |
|------|-----|-----|---------|---------|
| 北宇和郡 | 鬼北町 | 下大野 | 1794番 | 1号 |
| | | | 1966番 1 | 2号 |
| | | | 1965番 1 | 3 4 5号 |
| | | | 1940番 1 | 6号 |
| | | | 1939番 | 7号 |
| | | | 1938番 1 | 8号 |
| | | | 1934番 1 | 9号 |
| | | | 1871番 2 | 10号 |
| | | | 1867番 2 | 11 .12号 |

石積

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 郡 市 | 町 村 | | 地 番 | 標 柱 |
|-----|-----|-----|-------|--------|
| 喜多郡 | 内子町 | 大瀬東 | 4244番 | 1号 |
| | | | 4223番 | 2号 |
| | | | 4216番 | 3号 |
| | | | 4211番 | 4号 |
| | | | 4047番 | 5号 |
| | | | 4055番 | 6号 |
| | | | 3999番 | 7号 |
| | | | 4001番 | 8号 |
| | | | 4020番 | 9 ,10号 |
| | | | 4022番 | 11号 |
| | | | 4025番 | 12号 |
| | | | 4233番 | 13号 |

| | | | | |
|-----|------------|------------------------|--|--|
| 165 | 大内線 停車場 | 宇和島市三間町大内 大内停車場 | | |
| | | 県道小倉三間線交点(宇和 島市三間町) | | |
| 省略 | | | | |

| | | | | |
|-----|------------|----------------------|--|--|
| 165 | 大内線 停車場 | 北宇和郡三間町大字大内 大内停車場 | | |
| | | 県道広見吉田線交点(三間 町) | | |
| 省略 | | | | |

○愛媛県告示第353号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称
四国中央市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四国中央都市計画公園事業
4・4・3 浜公園
- 3 事業施行期間
平成26年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
四国中央市川之江町4105番地18
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第354号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称
四国中央市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四国中央都市計画公園事業
6・5・1 伊予三島運動公園
- 3 事業施行期間
平成26年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
四国中央市中之庄町字浜之前地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第355号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称
西予市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西予都市計画公園事業
5・5・1 宇和運動公園
- 3 事業施行期間
平成26年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
西予市宇和町卯之町三丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第356号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、大洲都市計画公園事業 8・4・1 城山公園(大洲市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間
平成15年 6月 3日
平成32年 3月31日
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
大洲市大洲字三ノ丸地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第357号

愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)第2条第2項の規定に基づき、県立都市公園の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 位 置 | 変 更 に 係 る 区 域 | 供用開始の日 |
|-------------------|------|---------------|-------------|
| 第4号南予レクリエーション都市公園 | 宇和島市 | 図面とおり | 平成26年 4月 1日 |

(図面省略)

○愛媛県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|----------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 西条久万線 | 西条市西之川字老野丁219番9 | 旧 | メートル 4.6～19.9 | キロメートル 0.070 | |
| | | | 新 | 12.6～28.9 | 0.070 | |
| 県 道 | 西条久万線 | 西条市西之川字老野丁211番10から 同字丁211番5まで | 旧 | 10.2～22.4 | 0.187 | |
| | | | 新 | 23.5～42.5 | 0.187 | |

○愛媛県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|--------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 川之江大豊線 | 四国中央市新宮町馬立乙557番13から 同町馬立乙557番13まで | 旧 | メートル 9.2～12.3 | キロメートル 0.117 | |
| | | | 新 | 12.1～21.0 | 0.117 | |

○愛媛県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|--------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 川之江大豊線 | 四国中央市新宮町馬立乙557番13から 同町馬立乙557番13まで | 平成26年 3月25日 |

○愛媛県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------|-------------|
| 県 道 | 八倉松前線 | 伊予郡松前町大字浜字今新開806番14 | 平成26年 3月25日 |

○愛媛県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|---------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 松山松前伊予線 | 伊予郡松前町大字浜字今新開791番 5 | 平成26年 3月25日 |
| | 松山松前伊予線 | 伊予郡松前町大字浜字今新開799番 5 から 同字797番 9 まで | 平成26年 3月25日 |

○愛媛県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------|-------------|
| 県 道 | 森松重信線 | 松山市森松町137番 3 | 平成26年 3月25日 |

○愛媛県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 3月25日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 25中局建（開）第55号 平成26年 3月13日 | 伊予郡松前町大字中川原字藪西887番 1 | 伊予郡松前町大字西古泉130番地 1 村 上 マキ子 |

○愛媛県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|----------------------------------|----------|----------------------------------|--------------------------|-----|
| 県 道 | 広見吉田線 | 宇和島市三間町大内946番 2 から 同町古藤田44番 5 | 旧 | メートル 4 0 ~ 9 8 11 0 ~ 42 0 | キロメートル 0 841 0 818 | |
| | | | 新 | 11 0 ~ 42 0 | 0 818 | |

○愛媛県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-----------------------------------|------|-----------|--------|-----|
| 県 道 | 小倉三間線 | 宇和島市三間町大内171番1地先から 同町大内60番地先まで | 旧 | メートル | キロメートル | |
| | | | 新 | 4 4~6 2 | 0 216 | |

○愛媛県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-----------------------------------|-------------|
| 県 道 | 小倉三間線 | 宇和島市三間町大内171番1地先から 同町大内60番地先まで | 平成26年 3月25日 |

○愛媛県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 西谷吉田線 | 宇和島市吉田町立間字木ノ下3番耕地783番2から 同字1番耕地1941番3まで | 旧 | メートル 4 0~ 7 8 | キロメートル 0.079 | |
| | | | 新 | 6 4~19 8 | 0.079 | |

○愛媛県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--|-------------|
| 県 道 | 西谷吉田線 | 宇和島市吉田町立間字木ノ下3番耕地783番2から 同字1番耕地1941番3まで | 平成26年 3月25日 |

○愛媛県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|---------|---|----------|-----------------------------|----------------------|-----|
| 県 道 | 小田河辺大洲線 | 大洲市肱川町山鳥坂4260番から 同町山鳥坂1104番3まで 及び 大洲市肱川町山鳥坂4260番から 同町山鳥坂1216番まで | 旧 | メートル 2.9~27.8 | キロメートル 4.500 | |
| | | | 新 | 2.9~27.8 及び 7.0~143.2 | 4.500 及び 3.798 | |

○愛媛県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 長浜保内線 | 大洲市豊茂甲1239番1から 同市豊茂甲1238番6まで | 旧 | メートル 3.2~13.1 | キロメートル 0.115 | |
| | | | 新 | 7.9~17.3 | 0.115 | |

○愛媛県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|---------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 鳥首五十崎線 | 喜多郡内子町大久喜甲4番6から 同町大久喜乙31番6まで | 旧 | メートル 8.6~21.1 | キロメートル 0.334 | |
| | | | 新 | 12.0~31.4 | 0.334 | |

○愛媛県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|---------------------------------|-------------|
| 県 道 | 鳥首五十崎線 | 喜多郡内子町大久喜甲4番6から 同町大久喜乙31番6まで | 平成26年 3月25日 |

○愛媛県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-------------------------------|-------------|
| 県 道 | 大洲長浜線 | 大洲市長浜甲169番5から 同市長浜甲737番5まで | 平成26年 3月25日 |

○愛媛県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 宇和明浜線 | 西予市明浜町依津2番耕地108番4地先から 同町依津2番耕地104番5地先まで | 旧 | メートル 4.5～6.5 | キロメートル 0.070 | |
| | | 西予市明浜町依津2番耕地108番4地先から 同町依津2番耕地104番5まで | 新 | 15.5～22.0 | 0.070 | |

○愛媛県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--|-------------|
| 県 道 | 宇和明浜線 | 西予市明浜町依津2番耕地108番4地先から 同町依津2番耕地104番5まで | 平成26年 3月25日 |

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により、次のとおり技能教育のための施設を指定した。

平成26年 3月25日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

- 技能教育のための施設の名称及び所在地
名 称 K T C 中央高等学院松山キャンパス
所在地 松山市千舟町四丁目4番地3
- 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する 高等学校の科目 |
|-----------|---------------------------|
| ビジネス基礎 | ビジネス基礎 |
| ビジネス実務 | ビジネス実務 |
| マーケティング | マーケティング |

- 指定年月日
平成26年 3月17日